

佐呂間町身体障害者ハイヤー料金助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体に重度の障害のある者が外出するためにハイヤーを利用する場合のハイヤー乗車料金の一部を助成することにより、生活圏の拡大と福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 この要綱の対象となる者は、佐呂間町の区域内に住所を有する在宅の者で、次の各号のいずれかに該当する者(児童を含む)であること。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる次の者。

ア 視覚障害の1級又は2級に該当する者。

イ 下肢、体幹障害の1級又は2級に該当する者。

ウ 下肢、体幹障害を含み、他の障害と合わせて3級以上に該当する者。

エ 心臓、腎臓又は呼吸器の機能障害の1級に該当する者。

(助成の額)

第3条 対象者に対して助成する額は、次に掲げるとおりとする。

(1) ハイヤー乗車料金の基本料金、及び乗車料金を助成するものとする。

(2) 前条の(1)ア、イに該当する対象者1人について年間40回を限度とし、基本料金助成限度回数32回、乗車料金助成限度回数8回とする。

(3) 前条の(1)ウ、エに該当する対象者1人について年間20回を限度とし、基本料金助成限度回数16回、乗車料金助成限度回数4回とする。

(受給資格の申請並びに交付)

第4条 助成を受けようとする者は、身体障害者ハイヤー料金助成申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の申請があったときは、その内容を審査し助成すべき者と認めるときは、身体障害者ハイヤー料金助成受給者証(以下、「受給者証」という。)(様式第2号)及びハイヤー乗車料金(基本料金)割引券(様式第3-1号)、及びハイヤー乗車料金助成券(様式第3-2号)を交付するものとする。

3 町長は前項の申請について、その可否を申請者に通知(様式第4号)するものとする。

4 町長は、毎年度4月に受給資格を審査し引き続き助成すべき者と認めるときは、当該年度の割引券を交付するものとする。

5 年度途中において、割引券交付対象者となった者については、認定の日から交付する。

6 割引券は再交付しないものとする。

(使用方法等)

第5条 乗車料金(基本料金)割引券1枚で乗車できる範囲は、基本料金相当の距離とし、1回の乗車で運賃が基本料金相当額を超える場合は、次の各号の定めによるものとし、その超える額が基本料金相当額に満たない場合は、割引券は使用できないものとする。

(1) 乗車料金(基本料金)割引券1枚使用の場合
基本料金相当額を超えるとき

(2) 乗車料金(基本料金)割引券2枚以上使用の場合
基本料金に使用枚数を乗じて得た額を超えるとき

2 乗車料金助成券は、片道乗車料金全額を助成するものとする。

3 割引券は受給者証交付者(付添人を含む)以外は使用することができない。

4 受給者はハイヤーに乗車したときは、受給者証を提示しなければならない。

5 割引券の有効期限は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

6 割引券で乗車できるハイヤーは、佐呂間町内で営業しているハイヤー会社とする。

(助成の方法)

第6条 町長は、割引券によって乗車が取り扱われたハイヤー会社に対し、助成金を直接支払うものとする。

第7条 受給者が次の各号いずれかに該当するに至ったときは、その翌日をもって消滅する。

(1) 第2条の規定に該当しなくなったとき

(2) 死亡したとき

(3) 住所を有しなくなったとき

(届出の義務)

第8条 受給資格者は次のいずれかに該当するに至ったときは、その旨をすみやかに町長に届け出なければならない。

(1) 前条の各号のいずれかに該当したとき(様式第5号)

(2) 申請事項に変更があるとき(様式第6号)

(助成金の返還)

第9条 町長は、申請が偽り、その他不正な行為により助成を受けた者があるときは、当該助成を受けた者から助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(請求)

第10条 ハイヤー業者は、毎月10日までに前月分の割引券を添付して、町長に請求するものとする。

(交付台帳の整備)

第11条 割引券等交付台帳(様式第7号)を備え、交付状況を常に明らかにしておくものとする。

附 則

この要綱は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。